

## 障害児通所支援事業所等における検査費用補助金交付要綱

### (通則)

第1条 障害児通所支援事業所等における検査費用補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行下において、本市内の障害児通所支援事業所等（以下「対象施設」という。）の職員又は利用者が、行政検査によらず、任意で第4条各号の検査を受けるために必要な経費の一部を補助することにより、検査にかかる負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の促進に資することを目的とする。

### (対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表1及び別表2に掲げる対象施設並びに別表1の対象施設と同一建物内の併設事業所（以下「対象施設等」という。）において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の、対象施設等における職員又は利用者が任意で検査を受けるのに要した費用のうち、令和4年4月1日以降に支出したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による経費助成（補助）で交付されるものは、本事業の対象としないものとする。

### (対象となる検査)

第4条 補助金の対象となる検査は次に掲げるものとする。

- (1) PCR検査
- (2) 抗原定量検査

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助

対象となる対象施設等を現に運営する者であって、市長が認めたものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 交付額は、対象施設等において、次に掲げる額のうち最も少ない額を検査ごとに算定し、その合計（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

ア 第3条第1項に定める対象経費の実支出額

イ 検査1件当たりの基準額10,000円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）

は、障害児通所支援事業所等における検査費用補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次項各号に掲げる書類を添付して、令和6年3月31日までに市長に提出するものとする。

2 前項に定める申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受検者一覧（様式第1号（別紙））

(2) 検査を受検したこと及び検査費用の金額の明細が分かる書類（領収書等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上、交付を決定し、その旨を申請者に対して、障害児通所支援事業所等における検査費用補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 前項の審査のうち、必要に応じて感染者の情報を確認する。

3 市長は、第1項に規定により通知した場合、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(1) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業

の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、障害児通所支援事業所等における検査費用補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、補助事業者に対して、その事業の実施状況について、指示し、報告を求め、又は審査することができる。

（補助金の交付の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第9条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第4条は令和4年1月14日から適用し、第7条第1項は令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用する事ができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行し、令和5年5月8日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の第3条第1項及び第7条第1項については、令和5年4月1日から適用する。
- 2 新要綱第4条の規定については、適用日以後に行われた事業に係る補助金から適用し、適用日以前に行われた事業に係る補助金については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による新要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表 1

サービス	施設、事業所の種類
通所系サービス	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
入所・居住系サービス	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
訪問系サービス	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
計画系サービス	障害児相談支援

別表 2

施設種別
児童養護施設
乳児院
ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）
児童自立支援施設
児童心理治療施設
自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）
母子生活支援施設
一時保護所
婦人保護施設

注 1 原則、一会計年度内において、1 対象施設等（事業所）当たり 1 回まで補助金を交付することができる。

注 2 対象施設等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。